

青森県報

第二千三百六十一号

平成十六年
八月四日
(水曜日)

告 示

青森県告示第五百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、三沢市長から三沢市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十六年八月二十日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

三沢市

大字三沢字前平三四六の一、三四六の三から三四六の五まで、三五三の一、三五三の三から三五三の六まで、三六一の一、三六一の三から三六一の五まで、三六九の一、三六九の三から三六九の八まで、三七五の三、四三三の一、四三三の三、四三三の六、四三九の一から四三九の三まで、四四七の一、四四七の三から四四七の五まで、四五六の一、四五六の三、四五六の五、五五七の七、五五七の一六、五五七の一七、五五七の二一、五五七の二三、五五七の二四、五六八の八、五八四の三、五八五の二、五八五の八から五八五の一まで、五八六の一、五八六の三、五八六の五から五八六の八まで、五九九の二、六〇〇の一から六〇〇の五まで、六〇一の一、六〇一の三から六〇一の七まで、六〇二の一、六〇二の四から六〇二の五まで、六〇二の二、六〇三の一、六〇三の四から六〇三の七まで、六〇三の九、六〇三の一〇、六〇四の三を新たに前平一丁目とする。

大字三沢字前平三〇の八一から三〇の八五まで、三〇の一七三、三〇の一九三、三三二の一、三三二の五から三三二の九まで、三六九の二、三七五の二、三七六の二から三七六の七まで、三八八の三、三八八の四、四一八の一、四一八の三から四一八の七まで、四三二の二、四三二の四、四三二の五、四五六の二、四五六の四、四六四の一から四六四の五まで、四七六の三、四九九の一、四九九の三から四九九の九まで、五〇六から五一三まで、五一四の二、五一五の二、五四〇の二、五四一から五四四ま

字の区域及び名称の変更	振興町	一
生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	二
右 同	政策課	二
公 告	同	二
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営振興課)	三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(同)	四
土地区画整理組合の定款変更の認可	(都市計画課)	四
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	五
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	六
選挙管理委員会	(同)	六
南部町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決	(事務局)	六
病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正	(同)	七

で、五四五の一、五四五の三、五五七の一、五五七の六、五五七の一〇から五五七の一五まで、五五七の一九、五五七の二〇、五五七の二二、五六一の二、五六一の五、五六一の六、五六八の一、五六八の四から五六八の七まで、五六八の九から五六八の一四まで、五六九の一、五六九の三から五六九の二二まで、五七〇の一、五七〇の二、五七〇の四、五七二の一、五七二、五八四の二、五八四の四、五八五の一、五八五の三から五八五の七まで、五八五の二二、五八六の四、五八六の九を新たに前平二丁目とする。

大字三沢字前平二八の六六、五一四の一、五一五の一、五一六から五二九まで、五三〇の一、五三一から五三九まで、五四〇の一、五五七の一八、五八四の一、五九九の一、六〇四の一、六一七の三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部を新たに前平三丁目とする。

右の地番は、平成十六年五月六日現在の登記簿による。

青森県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター	八戸市大字新井田字水溜六の一	平成一六・七一
有限会社アイバンライ	五所川原市大字唐笠柳字皆瀬一七の四	訪問介護ステーションつばさ	五所川原市松島町六丁目四九	"
有限会社シール	北津軽郡板柳町大字辻字福岡五の九	有限会社シール介護事業部	北津軽郡板柳町大字辻字福岡五の九	"

社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	"	城南ヘルパセンター	上北郡七戸町字太田野二六の一	一六・六一
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町三奥野四三四の三	訪問看護	生協訪問看護八甲	青森市問屋町一丁目一五の一〇	一六・七一
"	"	通所介護	デイサービスつみ	青森市茶屋町一の一	"
有限会社宮	栃木県宇都宮市一条二丁目七の二四	"	弘前デイサービスみやさん	弘前市大字神田一丁目六の三	一六・六四
医療法人脳ドックセンター	八戸市柏崎四丁目四の四八	通所リハビリテーション	あい愛デイケアおつと	八戸市柏崎四丁目一四の四八	一六・七一
鈴木真理子	八戸市鳥屋部町	居宅療養管理指導	えと歯科医院	八戸市鳥屋部町	一五・二・一八
有限会社システム	弘前市大字大清水字下広野二六の二	痴呆対応生活型共同介護	グループホーム三共グムリンホー	弘前市大字大清水字下広野二六の二	一六・六元
社会福祉法人長慶会	中津軽郡相馬村大字坂市字亀田五三の三	"	グループホーむりんご座	中津軽郡相馬村大字坂市字亀田五三の三	一六・七一
株式会社アートのり	南津軽郡碓ケ関村大字碓ケ関字西碓ケ関山一八の六	"	グループホーむあいのり	南津軽郡碓ケ関村大字碓ケ関字西碓ケ関山一八の五	"
有限会社赤ずきん	三戸郡南部町大字向字泉山道二八の一	"	グループホーむ赤ずきん	三戸郡南部町大字向字泉山道二八の一	"

青森県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指月日定
名 称	名 称	年 月 日 定
主たる事務所の所在地	所 在 地	
青森保健生活協同組合	居宅介護支援事業所つづみ	平成 一六・七 一
青森市大字浦の三	青森市茶屋町一	
医療法人弘愛会	居宅介護支援事業所ふれあい温泉	一六・六 一
弘前市大字宮川三丁目一の一四	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の一四	
医療法人脳ドックセンターおつとも脳神経クリニック	あい愛ケアプラセンターおつとも	一六・六 三
八戸市柏崎四丁目一四の一四八	八戸市柏崎四丁目一四の一四八	
株式会社ニチイ学館	アイリスケアセンター湊高台	一六・七 一
東京都千代田区神田駿河台二丁目九	八戸市大字新井六字水溜六の一六	
有限会社シー・オール	有限会社シー・オール介護事業部	"
北津軽郡板柳町大字辻字福岡五の九	北津軽郡板柳町大字辻字福岡五の九	

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 三沢堀口ショッピングセンター
- 三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ホームマック株式会社
札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一四一
代表取締役社長 前田勝敏
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役社長 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ホームマック株式会社
札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一四一
代表取締役社長 前田勝敏
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役社長 三浦紘一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年三月二十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
七、八八四平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
五八一台（位置は、届出書添付図面のとおり）
2 駐輪場の位置及び収容台数
二〇八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
3 荷さばき施設の位置及び面積
六五七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
九四立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) ホームマック株式会社

- 開店時刻 午前七時三十分
- 閉店時刻 午後十時
- (二) 株式会社ユニバース
- 開店時刻 午前九時
- 閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
六か所(位置は届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

八 届出年月日
平成十六年七月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間
平成十六年八月四日から同年十二月四日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

十 意見書の提出
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十六年十二月四日

2 提出先
青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三戸八日町店

三戸郡三戸町大字八日町一二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

金五合資会社

三戸郡三戸町大字八日町一二の二外

無限責任社員 松尾官平

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十六年八月四日から同年九月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

土地区画整理組合の定款変更の認可

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市安原第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十一年八月二十六日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字大清水字上広野、同大字字下広野、大字広野二丁目、大字大清水四丁目、大字安原三丁目及び大字清水森字村元の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字大清水四丁目九番地五

五 設立認可の年月日

平成十一年八月十六日

六 変更認可の年月日

平成十六年七月二十七日

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	黒石市末広七〇の一から七〇の六まで	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	黒石市野際一丁目二三 有限会社産恵不動産商事
	西津軽郡柏村大字上古川字房田一三九の四一、一三九の三、一四〇の一及び一四一の一		青森市大字石江字三好六九の一 株式会社サンワード

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社サンデー

二 代表者の氏名 田村 圭三

三 主たる営業所の所在地 八戸市根城六丁目二の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一七三〇〇号

五 取消年月日 平成十六年六月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小島建設株式会社

二 代表者の氏名 小島 元子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字風張二〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一）第七六〇号

五 取消年月日 平成十六年七月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社ホクト工業
- 二 代表者の氏名 沖沢 忠美
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代二丁目一七の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第二二六四二号
- 五 取消年月日 平成十六年七月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年七月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

平成十六年四月十八日執行の南部町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、三戸郡南部町大字大向字小波田二九の九極檀豊治から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十五条の規定により告示する。

平成十六年八月四日

青森県選挙管理委員会委員長職務代理者 金 澤 五 郎

裁 決 書

三戸郡南部町大字大向字小波田二九の九

審査申立人

極 檀 豊 治（七十四歳）

右審査申立人から、平成十六年五月二十七日付けをもって提起された同年四月十八日執行の南部町議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成十六年四月十八日執行の南部町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関し、南部町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、町委員会は、同年五月十七日付けをもって棄却の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人宮野正（以下「宮野候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 一 選挙・開票立会人を申立人は出していないため、選挙・開票が適正に行われたとは思わない。
- 二 支持者から、「極檀」と書くのが難しく、「極」という字を途中で書くのをやめて、片仮名か平仮名で「ゴ」、「ゴク」と書いたと言われたことがあり、そのような事例がたくさんあると思われるので、投票用紙の再点検が必要である。
- 三 当選人十四名の有効投票の中に、申立人の疑問票が含まれている可能性がある。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、町委員会に弁明書の提出を求め、これを徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求めたが、反論書の提出はなかった。

また、町委員会に選挙録その他関係書類の提出を求め、これらを調査するとともに、平成十六年七月二十二日南部町役場内において、町委員会が保管する本件選挙の全投票について職権により提出を求め、町委員会委員長以下全委員の立会い及び申立人の参観のもとに、その梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、開披点検を行った。

開披点検においては、梱包されている投票の数が選挙録記載のとおりであることを確認した上で、全ての投票について、公職選挙法第六十八条の規定に反しない限りにおいて同法第六十七条後段の規定の趣旨に則り、その効力及び帰属について厳正公平に検討した。

このような観点から、申立人が主張する審査申立ての理由について、以下、順次判断する。

一 申立て理由一について

関係書類の調査及び開披点検の結果、各候補者の有効投票、按分票、無効投票について、適切に処理されていたことから、開票事務及び選挙会事務は適正に行われていたものと認められる。

二 申立て理由二について

開披点検の結果、申立人が主張する片仮名か平仮名で「ゴ」、「ゴク」と書いたと思われる投票は存在しなかった。

三 申立て理由三について

開披点検の結果、当選人十四名の有効投票及び無効投票の中に申立人に対する投票は含まれていなかった。

なお、開披点検において、選挙会が決定した投票の効力に関して検討を要する投票があり、当委員会において改めて当該投票について審査したところ、選挙会の決定どおりであると認められた。

以上の結果から、選挙会が決定した各候補者の得票数に相違はなく、申立人と宮野候補の得票数には異動がないことから、原決定を取り消し、宮野候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成十六年七月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長職務代理者 金澤 五郎

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十六年八月四日

青森県選挙管理委員会委員長職務代理者 金澤 五郎

一の表中

中里病院	”
	柏崎一丁目一〇の一〇

を削る。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭